

ブランド経営分科会セッション

◆ 商標と意匠の交錯 ◆

【講演者】

モデレーター：小川徹（MARK STYLER 株式会社 管理本部 法務部 部長、知財学会ブランド経営分科会 代表幹事）

パネリスト（50音順）：

石居天平（株式会社フェリシモ 法務知財部 部長）

末宗達行（金城学院大学 生活環境学部 生活マネジメント学科 講師）

西村雅子（弁理士 特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所、国際ファッション専門職大学 教授、知財学会ブランド経営分科会 座長）

山田威一郎（弁護士・弁理士 レクシア特許法律事務所 代表パートナー）

【概要】

ブランド経営分科会では、ブランド戦略をはじめとする企業のブランドにまつわる 이슈を商標法、不正競争防止法を中心として知的財産法の視点、ブランディング・マーケティング等のビジネスの視点等から学融合的な議論をしている。本セッションにおいては、ビジネス面においてデザインがブランディングに寄与する点が多に多いことを踏まえ、法的な側面から、この交錯領域の整理検討を試みる。具体的には、以下の通りである。

2020年4月に意匠による建築物、内装の保護が可能となり、一方、商標審査基準の改訂により、立体商標による建築物の部分、内装の保護も可能となった。よって、商標と意匠は、ますます保護対象が重なり合ってきている。従前でも、意匠による組立家屋として保護、立体商標による店舗外観の保護は可能であり、また、斬新な形状の商品（例えば、カドケシ）、パッケージデザインなどについては、商標でも意匠でも登録することで確実な保護が図られてきた。

今回の企画では、重疊的に保護できる対象と範囲が広がった商標と意匠の交錯領域について、必要に応じて著作権との交錯も含めて、改めて制度利用の現状と今後の可能性を検討したいと考える。同内容で、2022年10月発刊予定の日本知財学会誌に特集論文を組むが、今回は、その中間発表の位置付けとなる。

モデレーター、パネリストは、商標意匠の研究及び実務を行っている、企業の知財担当、学者、弁理士、弁護士であり、それぞれの視点での多角的な検討を目指す。

■織物地等に関する商標と意匠の交錯に関する検討（石居天平）

織物地等の模様は、アパレル等の商品の外観における美感を決定する重要な要素の一つである。この織物地等の模様は、著作権法、意匠法及び商標法による保護が有り得るが、織物地という物品の特性、商品のライフサイクル特性、各法域における登録要件（成立要件）や効力範囲に関する異同等の諸事情があることから、事業上有益な知財保護を考えると難しい課題が存在する。今回は、以上のテーマに関する問題点の整理と、創作性が直接的には要件とされない意匠法と商標法を対象に、実務上の実効性も考慮に入れつつ知財保護の妥当性・方向性について検討を試みる。

■画像デザインに対する法的保護の交錯に関する一考察 一意匠法、商標法及び著作権法の観点から（末宗達行）

令和元（2019）年意匠法改正により意匠の定義に「画像」が含まれることとなったが、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」との限定が付されることとなった。これは、著作権法との区分を意識して、画像デザインのうち機能にかかわりのあるものに保護を限定したものと説明されることがある一方で、画像デザインについて、機能とのかかわりを意識した応用美術の問題として捉えることなく著作物性が判断されている裁判例も見受けられる。画像デザインに対しては商標法による保護もかかわってくることから、意匠法改正を機に改めて、画像デザインに対する意匠法、著作権法及び商標法による保護の交錯について若干の検討を加えたい。

ブランド経営分科会セッション

◆ 商標と意匠の交錯 ◆

■文字要素を含むパッケージデザインの保護 —意匠における文字・商標における記述的表示の取扱い— (西村雅子)

商品ラベルを含むパッケージデザインについては、商標や情報伝達のための文字を含めてデザインされるが、ラベルやパッケージのどの要素が顧客吸引力を発揮しているかについては、意匠法、商標法の保護対象として本来的に想定されている要素に限らない場合がある。例えば、専ら情報伝達のために使用されている文字は、意匠法においては意匠を構成しないもの、商標法においては識別力がない記述的表示として扱われるが、実は、文字を普通の態様で表わしたとしても需要者に対して顧客吸引力を発揮する場合がある。今回は、意匠を構成する文字とは何か、商標の要部となり得る記述的な文字とは何か等、パッケージの文字要素に焦点を当てて、その保護可能性について検討する。

■商品の部分的な形態の意匠法・商標法における保護 ～部分意匠と位置商標・立体商標の活用法に関する一考察～ (山田威一郎)

意匠法においては、物品の部分的形態は「部分意匠」として保護できる。一方、商標法においては、平成26(2014)年改正で「位置商標」の保護が認められるようになったが、位置商標の図面は、保護を求める部分を実線で表し、その他の部分を破線で表すことが一般的であり、図面の表現方法は、部分意匠と似通っている。また、令和2(2020)年4月の商標審査基準改定によって、立体商標の出願においても、実線と破線での描き分けが認められるようになり、立体商標と位置商標との境界も曖昧になってきている。今回は、商品の部分的な形態に関する意匠法による保護(部分意匠)と商標法による保護(位置商標、立体商標)の交錯に関し、実務的な観点も踏まえて検討を行う。

【略歴】

小川徹:2007年日本大学大学院法学研究科私法学専攻知財コース終了。同年コナミデジタルエンタテインメント株式会社入社、2012年より現職。Fashion Law Institute Japan 研究員。

石居天平:2001年大阪府立大学大学院農学生命科学研究科博士前期課程修了。同年株式会社フェリシモ入社。一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)。

末宗達行:2019年早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。法学(博士)。2015年日本学術振興会特別研究員(DC1)、2018年早稲田大学法学学術院助手、2019年早稲田大学法学部講師(任期付)を経て、現職。

西村雅子:津田塾大学大学院前期課程修了、国際学修士。一橋大学大学院知財戦略プログラム修了、修士(経営法)。東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科教授を経て、現職。

山田威一郎:2006年京都大学法科大学院修了。大阪大学法学研究科(知的財産法プログラム)客員教授(2016年～現職)